

平成 30 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 ミクロン精密株式会社
 代表者名 代表取締役社長 榊原 憲二
 (J A S D A Q ・ コード 6159)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役管理本部長 遠藤 正明
 電 話 (023) - 688 - 8111 (代表)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 2 月 1 日 (木)
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 155,000 株 (うち取締役向け 110,000 株、社員向け 45,000 株)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,572 円
(4) 処 分 総 額	243,660,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 10 月 26 日付取締役会において、当社の株式価値と取締役（但し、社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（以下、「取締役向け株式報酬制度」といいます。）の導入を決議し、取締役に対する導入については平成 29 年 11 月 22 日開催の当社第 58 期定時株主総会において承認されました。

また、平成 29 年 10 月 26 日付取締役会において、当社社員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、社員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、社員を対象とするインセンティブプラン（以下、「社員向けインセンティブプラン」といい、「取締役向け株式報酬制度」及び「社員向けインセンティブプラン」を総称して「本制度」といいます。）の導

入を決議しました。

取締役向け株式報酬制度の概要につきましては、平成 29 年 10 月 26 日付「取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。また、社員向けインセンティブプランの概要につきましては、平成 29 年 10 月 26 日付「社員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の取締役及び社員の役位・役職等を勘案のうえ、取締役及び社員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成 29 年 9 月 1 日現在の発行済株式総数 7,706,100 株（当社は平成 29 年 9 月 1 日付で株式分割（1 株を 3 株に分割）を実施しており（以下「本件株式分割」といいます。）、当該発行済株式総数は本件株式分割後の株式数です。）に対し 2.01%、平成 29 年 8 月 31 日現在の株主名簿を基準として、本件株式分割を勘案した場合の議決権個数 61,740 個に対する割合は 2.51%となります（いずれも、小数点第 3 位以下を四捨五入し、表記しています。）。

当社としましては、本制度が中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

本信託に係る信託契約の概要（取締役向け株式報酬制度）

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成 30 年 2 月 1 日（木）（予定）
信託の期間	平成 30 年 2 月 1 日（木）～平成 35 年（2023 年）1 月 31 日（火）（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

本信託に係る信託契約の概要（社員向けインセンティブプラン）

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
受益者	社員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
議決権行使	信託管理人が指図します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成 30 年 2 月 1 日（木）（予定）
信託の期間	平成 30 年 2 月 1 日（木）～平成 35 年（2023 年）1 月 31 日（火）（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成 30 年 1 月 11 日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である 1,572 円と

いたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成29年12月12日～平成30年1月11日）の終値平均1,510円（円未満切捨て）からの乖離率4.11%、直近3ヵ月間（平成29年10月12日～平成30年1月11日）の終値平均1,491円（円未満切捨て）からの乖離率5.43%、あるいは直近6ヵ月間（平成29年7月12日～平成30年1月11日）の終値平均1,389円（円未満切捨て）からの乖離率13.17%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております（乖離率を連続的にとらえるため、本件株式分割による分割割合に応じ3で除した値（小数点第3位以下を四捨五入）を用いて算出しております。また、乖離率はいずれも小数点第3位以下を四捨五入し、表記しております。）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上